

無視された食品安全基本法 —多発する未承認遺伝子組換え食品添加物問題—

NPO食品安全グローバルネットワーク 鈴鹿医療科学大学薬学部 中 村 幹 雄

- (1) 2008年3月、未審査の遺伝子組換え食品GF2（糖類、明治製菓）が流通したが、回収された。（「食と消費者の権利」152頁）
- (2) 2011年12月5日、韓国のCJ社（CJ第一製糖）がインドネシア工場で生産した調味料（5'-グアニル酸二ナトリウムと5'-イノシン酸二ナトリウ

ムの混合物）が未承認の遺伝子組換え添加物であったと厚生労働省（厚労省）がニュースリリースした。明らかな食品衛生法第11条違反であるが処罰されることなく、本年1月13日に開催された食品安全委員会・遺伝子組換え食品等専門調査会は、CN01-0118株を利用して生産された5'-イノシン

酸二ナトリウムとKCJ-1304株を利用して生産された5'-グアニル酸二ナトリウムについて非公開で審議し、これらを可とする健康影響評価書を食品安全委員会（いわゆる親委員会）に報告した。1月19日から食品安全委員会でのパブリックコメントが始まった。

このような措置は、食塩に固結防止の目的で添加されたフェロシアン化物（未承認食品添加物、食品衛生法第11条違反）を事後処理的に容認した事案と全く同様のケースである。食品衛生法の遵守はどうなったのであろうか。

(3) 2012年12月20日の参議院議員会館内学習会で、私はこの問題を取り上げ、2008年3月の「GF2」の回収があったときに、厚労省や食品関連企業は、チェックしなかったのか、両者のコンプライアンスに問題があると指摘をした。

(4) 日本の遺伝子組換え食品添加物には、官報に掲載された添加物（2012年2月15日現在、15品目）と健康影響評価不要とされた添加物（品目数等不明）の2種類がある。ロッシュ・ビタミン・ジャパン株式会社（現在のDSMニュートリションジャパン株式会社、ロッシュと略す）のビタミンB2（リボフラビン）は前者に相当し、2001年3月30日に官報に掲載され食品への使用が認められた。ロッシュ以外にもBASFや中国企業がGenetically modified organisms (GMOs)を使用した醸酵法でリボフラビンの「primarily products」を作り、それを精製し、食品用・飼料用に販売している。BASFジャパン株式会社（BASF）については、昨年12月22日の厚労省の「食品衛生法に基づく安全性審査を経ていなかった遺伝子組換え微生物を利用した添加物についての対応（第2報）」で発覚した。厚労省の発表では、過去3年間の輸入量は、医薬品原料として約82トン（内約36トンを添加物として使用）と膨大である。これでも処罰されない。さらに、安価な漬物用の着色料に中国製等の未承認のリボフラビンが使用されている可能性も否定できない。

こうした中で、BASFのリボフラビンについても認可するために、本年1月13日に開催された食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会は、

LU11439株を利用して生産されリボフラビンについて審議を開始した。

(5) ビタミンCの8割を生産する中国では、Acetobacter suboxyclanとAcetobacter melangenumを使用する2段階醸酵法が一般的であり、教科書にも記載されている。Acetobacter（酢酸菌）はGMOsである可能性がある。また、ビタミンB12（コバラミン）がGMOである可能性を示す2000年頃の書面を入手したことがある。ビタミン類に対する徹底した調査が必要である。

(6) BASFが未承認添加物キシラナーゼを過去3年間に600kg輸入・販売していたことも2012年12月22日の厚労省の発表で発覚した。パン、菓子、果実飲料、ビールにも広く使用されているキシラナーゼ(Xylanase)も、遺伝子組換え技術を使用した微生物(Aspergillus, Bacillus, Trichoderma)から得られるが、ヨーロッパでは表示されないと聞く。遺伝子組換えBacillus（桿菌）から得られたキシラナーゼは、JECFAの評価を終え（最終評価：第63回JECFA、2004年）、広く流通していると考えられる。他の酵素を供給する企業の中にもBASFと同様の問題を内包しているのではなかろうか。徹底した調査が必要である。

未承認の遺伝子組換え技術を使用した食品添加物の流通問題には2つの原因がある。第1に、「食品安全基本法第11条で定められ関係各大臣が内閣府食品安全委員会の意見を聴かなければならないとき」が、内閣府食品安全委員会令で定められ、「内閣府食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令に定められた事項」に該当し、食品安全基本法第24条による意見聴取が必要であるとの3段構えが分り辛い。安全であっても手続きを経なければ食品安全法第11条に違反することが食品関連企業に徹底していない。第2に、日本の企業が食品用や飼料用のビタミン類の生産から撤退したこと、遺伝子組換え操作が闇の中となり、消費者は無論のこと行政にも情報が入らなくなつた。

この問題は、日本の「食の安全」が欺瞞であることを雄弁に物語っている。

（作成：2012年2月20日）